

## 弥富市立図書館雑誌スポンサー有料広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、弥富市有料広告要綱（以下「要綱」という。）及び弥富市立図書館雑誌スポンサー有料広告掲載基準（以下「基準」という。）に基づき、弥富市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、弥富市立図書館（以下「図書館」という。）の雑誌に民間企業等の情報発信を組み込み、新たな図書資料を確保することにより、雑誌コーナーの充実を図ることを目的とする。

### (制度の内容)

第3条 広告を表示する者（以下「スポンサー」という。）が雑誌の購入代金を負担し、購入した雑誌を図書館に配架する。

2 スポンサーが購入した雑誌の配架位置は、図書館が決定する。

3 図書館は、提供雑誌の最新号カバー表面にスポンサー名を表示し、提供雑誌のカバー裏面にはスポンサーの希望により広告を掲載する。

### (スポンサーの対象)

第4条 スポンサーは、企業、店舗、団体等を対象とし、個人は対象としない。

2 スポンサーは、要綱第2条ただし書各号に該当しないものとする。

### (広告内容の基準)

第5条 広告内容は、市の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、市民に不利益を与えないものとする。

2 広告内容は、要綱第3条各号に該当しないものとする。

### (雑誌の選定)

第6条 スポンサーは図書館が作成した雑誌リストから希望する雑誌を選定するものとする。

### (広告の規格)

第7条 提供雑誌の最新号カバー表面については、スポンサー名を表示し、表示の大きさは縦4センチメートル、横13センチメートル以内で、地色は白色、文字

は黒色とする。

2 提供雑誌の最新号カバー裏面の広告は、最新号カバーに収まるサイズとし、スポンサーが作成した片面印刷のものを使用する。

(スポンサーの募集)

第8条 スポンサーの募集は、市広報紙、市ホームページ及び図書館に掲載して行う。

(広告掲載の申込み)

第9条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとする者は、弥富市立図書館雑誌スポンサー申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)を市長に提出するものとし、同一の雑誌に複数の申込みがあったときは先着順とする。

2 前項の申込書には、広告原稿、当該団体の概要等がわかるもの及び法人については、納期限が到来している直近の市区町村民税の納税証明書を添付するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の内容に不適切な表現がある場合には、市長は修正を求めることができる。

(審査及び決定)

第10条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、要綱第8条第1項の規定する委員会の審査に付して、スポンサー及び掲載する広告を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、弥富市立図書館雑誌スポンサー決定・不決定通知書(第2号様式)により申込者に通知するものとする。

3 前項の定めにより決定を受けたスポンサーが、広告の内容を変更する場合は、弥富市立図書館雑誌スポンサー内容変更申込書(第3号様式。以下「変更申込書」という。)及び広告図案を市長に提出するものとし、前2項の手続きを準用する。なお、広告の変更は広告期間1年に1回まで可能とする。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

(覚書)

第11条 申込者は、スポンサーに決定した場合、覚書(第4号様式)により市と契約を締結するものとする。

(購入代金の支払方法)

第12条 雑誌購入代金の支払いは、市が指定する雑誌納入事業者に直接支払うものとする。

(1) 支払は、当該年度の3月分までの代金を一括先払いとし、スポンサー期間を継続する場合は、継続前に一括先払いとする。ただし、覚書締結後30日以内に支払うものとする。

(2) スポンサーが提供する雑誌が休・廃刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(広告内容の確認等)

第13条 市長は、広告内容が申込書(変更申込書を含む。)の記載内容に相違ないこと、及びこの要領の規定に抵触していないことを確認するものとする。

2 市長は、前項の場合において、広告内容が申込書(変更申込書を含む。)の記載内容と相違し、又はこの要領の規定に抵触していると認めたときは、スポンサーに対して広告内容の変更を求めることができる。

(広告掲載の責務)

第14条 スポンサーは、掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 スポンサーは、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを図書館に対し保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、スポンサーの責任及び負担において解決するものとする。

4 スポンサーは、広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

(広告掲載の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の記載期間中であっても、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 雑誌代金の支払がなく、雑誌が提供されなかったとき。

(2) 第4条の規定に抵触するに至ったとき。

(3) 第13条第2項の規定による変更をスポンサーが行わなかったとき。

(4) 広告内容がこの要領の規定に抵触していると認めたときで、第13条第2項の規定によっても解消できないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲載を適当でないとしたとき。

2 市長は、前項により広告掲載を取り消すときは、弥富市立図書館雑誌スポンサー取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（広告の掲載期間）

第16条 広告の掲載期間は、原則として市が掲載を決定した月の翌月から当該年度末日までに提供された最新号雑誌の次号発行日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、市またはスポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は、自動的に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 解約の意思表示をしようとする者は、弥富市立図書館雑誌スポンサー解約申込書（第6号様式）を解約の2ヶ月前までに市長に提出するものとする。

3 市が解約の意思表示をする場合は、弥富市立図書館雑誌スポンサー解約通知書（第7号様式）を解約の2ヶ月前までにスポンサーに通知するものとする。

（雑誌の所有権）

第17条 提供雑誌の所有権は、市に帰属するものとする。

（雑則）

第18条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年1月1日から施行する。